

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○公共測量の実施（十四件）……………  
……………（都市整備局都市基盤部調整課）…

### 告示（下水）

○下水を排除及び処理すべき区域等……………三

## 告示

### ●東京都告示第千三百九十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 小金井市前原町五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十日から同年十一月二十七日まで

### ●東京都告示第千三百九十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 三鷹市下連雀一丁目及び中原二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月二十日から同年十二月二十五日まで

### ●東京都告示第千三百九十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量（公共基準点標高補正）
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月二十四日から平成三十年二月九日まで

### ●東京都告示第千三百九十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、文京区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 文京区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 文京区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月二十六日から平成三十年三月十九日まで

### ●東京都告示第千三百九十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量（公共基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十六日から平成三十年二月十五日まで

### ●東京都告示第千三百九十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区西台一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十八日から平成三十年一月十五日まで

●東京都告示第千三百九十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区佐野一丁目及び六木二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月十四日から平成三十年三月十五日まで

●東京都告示第千三百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区亀有二丁目及び亀有四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月一日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳作成及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区東葛西八丁目、東葛西九丁目、南葛西一丁目、南葛西二丁目、南葛西三丁目、南葛西四丁目、南葛西五丁目、南葛西六丁目、南葛西七丁目、臨海町一丁目、臨海町二丁目、臨海町三丁目、臨海町四丁目、臨海町五丁目及び臨海町六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月十二日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町三丁目、篠崎町四丁目及び南篠崎町一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月二十日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市平岡町及び大横町各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月一日から同年九月二十五日まで

●東京都告示第千四百三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正測量(四級基準点測量))
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月二十一日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第千四百四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 狛江市岩戸北二丁目、岩戸南三丁目、東野川二丁目、東野川三丁目及び東野川四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月一日から同年十一月十日まで

●東京都告示第千四百五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる

野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 あきる野市五日市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十九日から同年九月三十日まで

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第五号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十四日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

- 一 供用及び処理開始年月日 平成二十九年九月二十二日
- 二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり
- 三 排水施設的位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式 分流式
- 五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	上祖師谷二丁目	七番から九番まで
同区	砧四丁目	七番、八番及び二十八番
同区	砧六丁目	二番から六番まで、十二番及び十六番から二十二番まで

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001